

令和 7 年 11 月 19 日

様

御代田町監査委員 井田 理恵

同 荻原 謙一

### 住民監査請求について（通知）

令和 7 年 10 月 20 日付けで受け付けた住民監査請求（以下「本件請求」という。）は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）の定める住民監査請求の要件を具備していないことから却下します。

#### 1 住民監査請求の要件

法第 242 条第 1 項の規定による住民監査請求は、地方公共団体の執行機関又は職員の違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実により、当該地方公共団体の財産的損失を生じ、又は生じるおそれのある場合において、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填することを目的としてなされるものです。

そのため、住民監査請求の対象は、法第 242 条第 1 項において「違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるとき」と規定され、財務会計上の行為又は怠る事実に限定されています。

#### 2 本件請求の審査

本件請求において、請求人は、「監査結果の公表義務を実質的に履行しておらず、また、公文書公開事務において請求者ごとに異なる非公開判断を行い、公平性・透明性を著しく欠いた運用を継続していること」への監査を求めてます。

しかしながら、これらは法第 242 条第 1 項に規定されている財務会計上の行為又は怠る事実のいずれにも該当しません。

#### 3 審査の結果

以上のことから、本件請求は財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実を主張するものではなく、法第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。